

報道関係者各位

令和6年8月23日

10/7「舞鶴引き揚げの日」の認知度向上を目指す取り組みについて 第八管区海上保安本部 海図の展示と同時開催も

引き揚げやシベリア抑留の史実と引揚者を博愛の精神をもって迎え入れたまちの歴史を次世代へ継承するとともに平和に対する意識の高揚を図ることを目的に、引き揚げ第1船入港日である10月7日を「舞鶴引き揚げの日」とする条例を平成30年に制定しました。

さらなる認知度向上のため、9月4日（水）より、舞鶴市役所ロビーにて特別展示を行います。今年は、初めて引き揚げ事業にもかかわりの深い第八管区海上保安本部が実施される展示と同時開催します。

このほか、市民をはじめとする皆様へご協力をお願いする「ポスター掲示で認知度アップ応援のお願い」などに取り組みながら発信に努めていきます。広報にご協力をお願いいたします。

1. 市役所ロビー特別展示について

市民の皆さんに「舞鶴引き揚げの日」を知っていただくきっかけとして、舞鶴市役所ロビーにおいて特別展示を行います。

今年は、第八管区海上保安本部と連携し、舞鶴港の海図などを展示される「水路記念日パネル展」と同時開催します。会場では、元職員により製作され引揚記念館に寄贈された、引揚者の海上移送などを担った巡視艇「白杉」の1/100模型も展示する予定です。

(1) 展示期間

令和6年9月4日（水）～10月11日（金）

※9月4日（水）午前10時頃から準備を開始します

(2) 場所

市役所本庁1階ロビー

(3) 展示概要

○引揚棧橋模型の展示(写真右下)

○引き揚げ事業に活躍した「白杉」の模型(写真右下)

○パネルによる展示

〈タイトル〉

- ・第八管区海上保安本部と引き揚げ
- ・シベリア抑留の記憶
- ・引揚港舞鶴
- ・舞鶴市民のおもてなし ほか



2. 【募集】ポスター掲示で認知度アップ応援のお願い

認知度向上のためのポスター掲示にご協いただける個人や団体、事業所等を募集します。

(1) 掲出期間

期限はありません。最短で10月7日まで

(2) 掲出場所

多くの目に触れる店舗や自宅前、また従業員への周知を対象とした事業所などを想定しています

※舞鶴市内各自治会には8月に送付済み

(3) 対象

掲出していただける個人、団体、事業所など

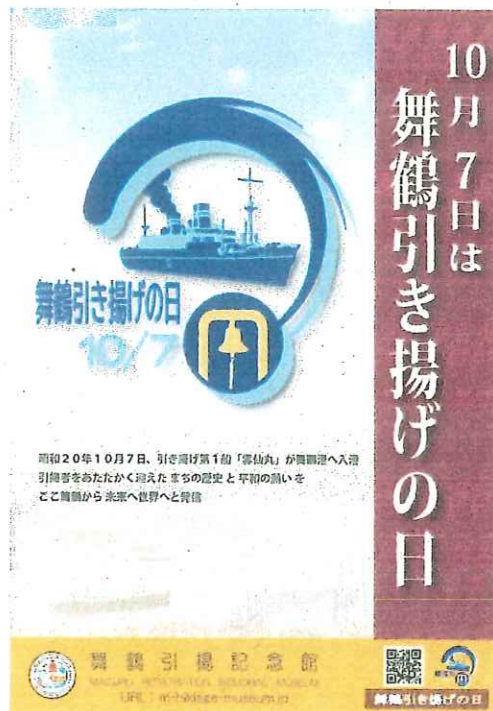
※ご協力の意思があれば市内に限りません

(4) 連絡

舞鶴引揚記念館へ電話 ☎0773-68-0836

または

メール：hikiage@city.maizuru.lg.jp で



3. 「舞鶴引き揚げの日」に関連する今後の取り組み予定

① 舞鶴引き揚げ給食（※詳細は後日、お知らせします）



市内の小学校・中学校で、引き揚げやシベリア抑留の歴史を通して、恒久平和への願いを高めてもらうことを目的に、引揚援護局で引揚者に提供されていたメニューを参考にした「舞鶴引き揚げ給食」を提供します。

実施時期：10月初旬～中旬 学校により実施日が異なります。

△アジの唐揚げとカレー汁。写真はイメージです。

② 「舞鶴引き揚げの日 平和祈念式典」と食の体験イベント
(※詳細は後日、お知らせします)

平和祈念式典は10月12日(土)に開催予定です。

当日、あわせて食の体験イベント等を舞鶴引揚記念公園で開催する予定です



△式典での献花の様子



△食の体験(ふかし芋、コーリャン)

— 参考 —

制定について

引揚関連資料のユネスコ世界記憶遺産登録を契機にまちを挙げた次世代への継承などを趣旨として、市内20団体から市に対して記念日制定の要望をいただいたのがきっかけとなった。

10月7日について

昭和20年10月7日、釜山から乗船者 約2100名を乗せた引き揚げ第一船「雲仙丸」が舞鶴港に入港した日

※最終船は昭和33年9月7日、樺太の真岡から乗船者472名を乗せた「白山丸」。同年11月に、舞鶴引揚援護局も閉局。

ロゴについて

全国公募し、最終は市民投票により平成31年3月に決定。

【コンセプト】

舞鶴の「マ」の字をモチーフに波と鶴をイメージしデザイン化。
「引揚船」と「語り部の鐘」を入れ印象深く表現。いつまでも忘れないで語り継ぐ願いを込めた。



○舞鶴引き揚げの日条例

平成 30 年 10 月 5 日

舞鶴市は、第二次世界大戦後の昭和 20 年 10 月 7 日に引揚船雲仙丸が入港してから、昭和 33 年に当時国内で唯一の引揚港となっていた舞鶴港に最後の引揚船が入港するまでの 13 年間にわたり、海外からの引揚者約 66 万人と遺骨約 1 万 6 千柱を市を挙げて迎え入れた歴史を有する。

市は、昭和 63 年に設置した舞鶴引揚記念館を中心として、引揚体験者や市民等と共に、引揚げ及びシベリア抑留の史実を継承するとともに、平和の尊さを国内外に発信し続け、平成 27 年には市が所有する引揚げ関連資料が、世界的に重要な記録物としてユネスコ世界記憶遺産に登録された。

このような歴史に鑑み、舞鶴市は、世界の恒久平和を念願し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、舞鶴引き揚げの日を定めることにより、引揚げ及びシベリア抑留の史実並びに博愛の精神をもって引揚者を迎え入れた舞鶴市の歴史を次世代へ継承するとともに、平和に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(舞鶴引き揚げの日)

第 2 条 舞鶴引き揚げの日は、10 月 7 日とする。

(市の責務)

第 3 条 市は、舞鶴引き揚げの日を中心に、市民との協働の下、第 1 条の目的のために必要な取組を行うものとする。